

西三河南部交通圏タクシー準特定地域協議会 構成員

令和4年12月27日現在

(敬称略)

根拠	区分	組織名	役職	構成員名
設置要綱 第4条(1)	関係地方公共団体の長又はその 指名する者	愛知県	都市・交通局 交通対策課長	片岡 良実
		碧南市	経済環境部 商工課長	杉浦 宏真
		刈谷市	都市政策部 都市交通課長	豊永 啓路
		安城市	都市整備部 都市計画課長	深津 高弘
		西尾市	市民部 地域つながり課長	手嶋 雅美
		知立市	都市整備部 まちづくり課長	池田 堅策
		高浜市	市民部 経済環境グループリーダー	東條 光穂
設置要綱 第4条(2)	タクシー事業者等	愛知県タクシー協会	会長	青木 良浩
		愛知みどり交通株式会社	代表取締役	藤井 嘉久
		西尾交通株式会社	代表取締役	村松 健司
		株式会社エクスプレス・サービス	代表取締役	山崎 幹雄
		カネ久タクシー株式会社	代表取締役	鈴木 英治
		刈谷交通株式会社	代表取締役	横山 宜幸
		三光陸運株式会社	代表取締役	石川 稔
		大興タクシー株式会社	代表取締役 (愛知県タクシー協会刈谷碧南支部長)	潮田 憲
		三河タクシー株式会社	代表取締役	都築 耕二
		名鉄東部交通株式会社	代表取締役	大竹 宏
設置要綱 第4条(3)	労働組合等	三河地区ハイタク労組連絡協議会	(大興タクシー株労働組合委員長)	江原 由洋
設置要綱 第4条(4)	地域住民の代表	刈谷商工会議所	専務理事	岡田 行永
		安城商工会議所	専務理事	荻須 篤
設置要綱 第4条(5)	鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設 管理者等	西尾市観光協会	専務理事	森 隆司
設置要綱 第4条(6)	学識経験者	名城大学	理工学部 社会基盤デザ イン工学科 教授	松本 幸正
		公益財団法人 豊田都市交通研究所	主幹研究員	山崎 基浩
設置要綱 第4条(7)	刈谷労働基準監督署長又はその 指名する者	刈谷労働基準監督署	署長	橋本 圭一
設置要綱 第4条(8)	愛知県安城警察署長又はその指 名する者	愛知県安城警察署	交通課長	小川 元嗣